

第 4 4 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 33 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 3 項中「この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に、「平成 32 年 3 月 31 日までに修了」を「放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して 2 年を経過する日までに修了」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
要綱

- 1 放課後児童支援員が修了しておくべき所定の研修の受講期間に係る経過措置について、当分の間、当該支援員が放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに猶予期間を継続すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。